５　生活場面「楽しむ」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている**

＜現状の評価と課題＞

　暮らしが多様化してくる中で、障がい者が豊かで質の高い生活を送るためには、学習や就労の機会だけではなく、様々な場所で他の人と同じように楽しめるよう、スポーツや文化芸術などの活動をはじめ、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させていくことが大切です。

　2021年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていく人が増加することも想定されることから、これを契機に「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが重要です。

　また、平成30年６月に文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした障害者文化芸術活動推進法が施行され、今後より一層の芸術・文化活動の活性化に取り組むことが必要です。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）余暇活動や社会参加に取り組む

〇　障がいのある人が、旅行、観光、娯楽など、充実したレクリエーション活動を楽しめる環境を整備するためには、障がい理解を促進し、合理的配慮の提供を広く呼び掛けるとともに、移動支援の充実や交通機関の円滑な利用や身体障がい者補助犬の普及促進などの移動手段の確保に努めていきます。

〇　また、障がいのある児童生徒が、休日や放課後に長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保を図るため、市町村に放課後等デイサービスや日中一時支援事業の活用、障がい児の移動支援事業の促進を働きかけます。

〇　しかしながら、障がい者が楽しむことができる余暇活動は、まだまだ限定的であり、活動できる場所までの移動手段に課題があるとともに、字幕付き邦画の上映回数が少なく、映画館や球場などにおいて不便な場所に車いす利用者専用シートが設置されている等の制約・障壁があります。

〇　そのため、関係機関が連携して利用目的と宿泊施設等のバリアフリーの情報をリンクさせて発信していくとともに、設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備を行っていきます。

○　情報の受け手としてだけでなく発信者として、パソコンなどによる各種のIT支援機器の利用など、ICTを活用した情報発信・交流ツールを用いた社会参加と自立を支援します。

（２）スポーツ活動に取り組む

〇　市町村との役割分担を踏まえ、府は広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの運営を通じて、障がい者のスポーツや、文化芸術・レクリエーション活動を支援することにより、障がい者の健康の維持向上等を図っていきます。

〇　また、大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣、今後の障がい者スポーツを牽引していく選手の養成や障がい者スポーツを支援・振興する人材の養成・派遣を行うなど、障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大を図ります。

（３）芸術・文化活動に取り組む

○　障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出（「場・機会の創出」）をさらに進め、障がい者が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくり（「市場への挑戦」）を進めます。

○　また、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成（「人材育成」）を図ります。

○　さらに、より多くの人がより多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進めていきます。

○　これらにより、「文化芸術」を通じて障がい者が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、「障がいのある」ということへの理解促進と「障がいのない」社会づくりを進めていきます。

〇　また、公立図書館等における点字・録音等資料の充実や資料の製作者の養成、障がい者向け施策の周知など、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

３．具体的な取組みと目標

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）余暇活動や社会参加に取り組む　１．余暇活動の充実と活動内容の拡大 | |
| 〇日中一時支援事業の充実（地域生活支援課）  　障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。 |  |
| 〇保育所・放課後児童クラブの運営の充実（子育て支援課）  　保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう、市町村の取組みを支援します。  　また、放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。  　さらに、保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけるとともに、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図ります。 |  |
| 〇長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進（地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課）  　支援学校の長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。  　また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。  　さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。 |  |
| ○大阪府ITステーションを拠点とした取組み（自立支援課）  　市町村等が実施する基礎的なIT講習会について、必要に応じて、大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種IT支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、ＩＴ支援機器を活用した意思疎通と就労準備性（働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能. 力や対人関係のスキルなど基礎的な能力）の向上を支援します。 |  |
| （１）余暇活動や社会参加に取り組む　２．障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加 | |
| 〇スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進（自立支援課）  　障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。  　・国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等  　・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等  　・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等  　・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり  　・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発 |  |
| （１）余暇活動や社会参加に取り組む　３．ボランティア活動を活性化する | |
| 〇ボランティア活動の振興（男女参画・府民協働課）  ボランティアの養成計画や参加事業等ボランティアに関する情報を幅広く収集・提供することで、ボランティア活動により多くの府民の参加や支援が得られる環境整備を図ります。 |  |
| 〇福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援（環境農林水産総務課）  ボランティア活動を軸とした福祉農園の環境整備と農産園芸福祉活動への支援、助言を行います。 |  |
| （１）余暇活動や社会参加に取り組む　４．ピアサポートによる支援 | |
| ○発達障がい者へのピアサポートによる支援（一部再掲）（地域生活支援課）  当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。 |  |
| （２）スポーツ活動に取り組む | |
| 〇大阪府立障がい者交流促進センターの運営（自立支援課）  　大阪府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援の他、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。  　障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。  　また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。 |  |
| 〇大阪府立稲スポーツセンターの運営等（自立支援課）  　障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツや文化芸術・レクリエーション活動を支援することを目的とした大阪府立稲スポーツセンターを運営します。大阪府立障がい者交流促進センター等の障がい者スポーツに係る府立施設等と相互連携しながら、府内の障がい者スポーツ振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設とすることを目指します。また、障がい者文化芸術についても、国際障害者交流センターと連携強化等を図ります。 |  |
| 〇大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等（再掲）（自立支援課）  障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。  　また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。 | 目標値（令和５年度）  大阪府障がい者スポーツ大会参加者　,000人以上 |
| ○障がい者スポーツ指導者の養成事業等（自立支援課）  　障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。 | 目標値（令和５年度）  中級障がい者スポーツ指導員登録者数：３００人 |
| 〇スポーツに親しむ機会の提供（自立支援課）  　大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのＰＲを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行う他、企業や障がい者トップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。 |  |
| （３）芸術・文化活動に取り組む | |
| 〇芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供（自立支援課）  障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、以下の観点により施策を推進します。  　■場・機会の創出  本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めます。  ■市場への挑戦  　　　　「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。  ■人材育成  　　　　「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成を図ります。  中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めていきます。 |  |